

「技能実習生の受入れに関する実態アンケート」に係るQ&A

240930版

【アンケートQ1】

Q1 現在、受け入れている技能実習の職種・作業について、特定技能制度において受け入れができるか分かりません。どうすればよいですか？

【アンケートQ2】

Q2 現在、技能実習生を受け入れている「職種・作業（業務）において、引き続き、育成労制度で外国人の受入れを希望しますか」で「はい（受入れを希望する）」を選択した場合は、育成労制度においても、引き続き外国人を受け入れることができますか？

【アンケートQ3】

Q3 技能実習生を受け入れている「事業所」の主たる業務に対応する「日本標準産業分類」が見つかりません。どうすればよいですか？

Q4 「職種・作業」と「日本標準産業分類」の違いは何ですか？

【アンケートQ6】

Q5 【「移行対象職種・作業ではない」を選択された方】の項目で、現在、技能実習生が行っている業務内容について、どれくらい詳しく記載すればよいですか？

【アンケート送信後】

Q6 誤った内容の回答を送信してしまった場合、どうすればよいですか？

【育成労法の施行に向けた準備のスケジュール（予定）】

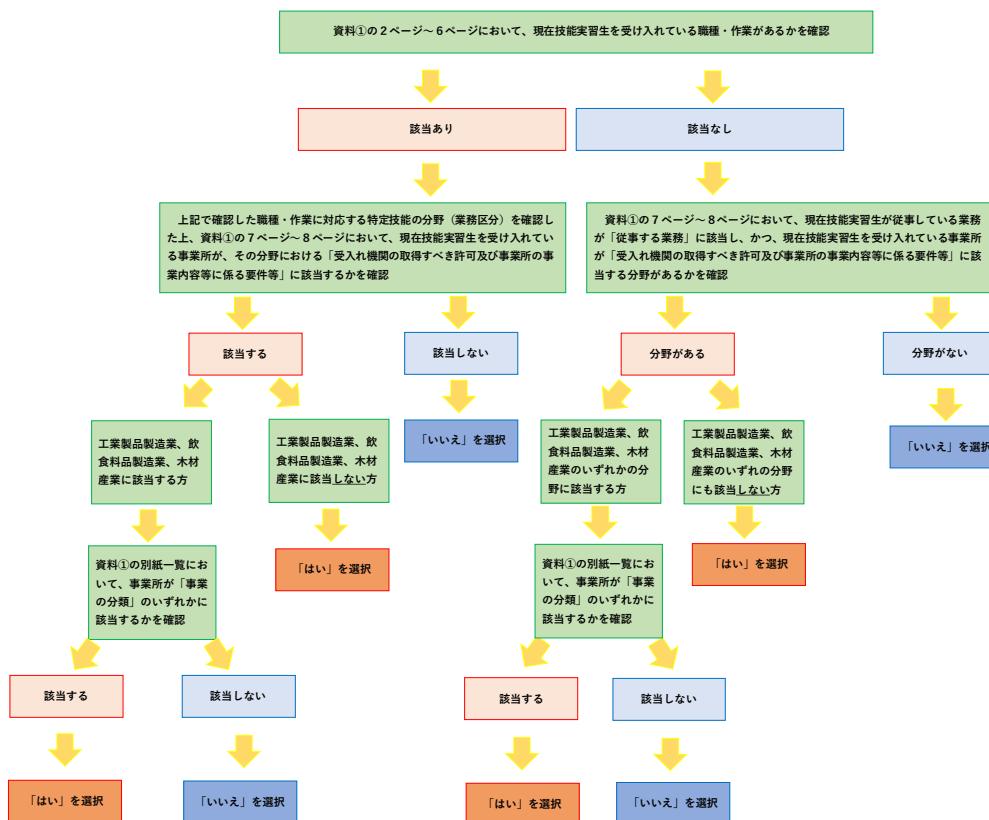
Q7 このアンケートを実施した後、どのようなスケジュールで育成労法の施行に向けた準備を進めますか？

Q1 現在、受け入れている技能実習の職種・作業について、特定技能制度において受け入れができるか分かりません。どうすればよいですか？【アンケートQ1】

A

下記のフローチャートを御覧いただいた上で、再度資料①（及び別紙一覧）を御確認ください。

※技能実習2号移行対象職種であるものの、現在特定技能制度での受入れを行っていない職種（「家具製作」、「リネンサプライ」、「ゴム製品製造」、「アルミニウム圧延・押出製品製造」及び「ボイラーメンテナンス」）で技能実習生を受け入れている実習実施者は【Q1】において「いいえ（特定技能制度においては受け入れることができない）」を選択してください。



Q2 現在、技能実習生を受け入れている「職種・作業(業務)において、引き続き、育成就労制度で外国人の受入れを希望しますか」で「はい(受入れを希望する)」を選択した場合は、育成就労制度においても、引き続き外国人を受け入れることができますか?【アンケートQ2】

A

育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度の受入れ対象分野から選定されることから、現在、特定技能制度で受入れが認められていない業務において、技能実習生を受け入れている場合には、対応する特定産業分野がなければ、育成就労制度での受入れができない可能性があります。

そこで、実習実施者のうち、特定技能制度の受入れ対象分野に属しないものの、制度見直し後の育成就労でも引き続き受入れを希望するものについては、政府において必要な対応を検討することとしています。なお、今回の調査は、受入れ実態を把握することを目的としており、この調査で「はい(受入れを希望する)」を選択したことをもって、育成就労制度においても、必ず外国人を受け入れることができるわけではありません。

また、育成就労制度の受入れ対象分野については、今回の調査結果を参考にしつつ、今後、新たな会議体を設置し、同会議体の意見を踏まえて、設定することを想定しています。

Q3 技能実習生を受け入れている「事業所」の主たる業務に対応する「日本標準産業分類」が見つかりません。どうすればよいですか？【アンケートQ3】

A

「日本標準産業分類」を回答いただぐに当たり、大分類、中分類、小分類、細分類の順番に、事業所の主たる業務に対応する細分類を探していただく必要があります。

その上で、事業所の主たる業務に対応する細分類がない場合には、「T 9 9 9 9」を記載いただいた上で、【上記で「移行対象職種・作業ではない」を選択された方】の自由記載欄に、業務内容を詳しく記載してください（記載内容については③を参照してください。）。

※「T 9 9 9 9」：大分類：分類不能の産業（T）、中分類：分類不能の産業（9 9）、小分類：分類不能の産業（9 9 9）、細分類：分類不能の産業（9 9 9 9）。

Q4 「職種・作業」と「日本標準産業分類」の違いは何ですか？【アンケートQ3】

A

技能実習制度における「職種・作業」は、技能実習生が修得等する「技能」等に着目して、技能実習生が行う業務（技能実習第1号から第2号に移行可能な業務）を分類しているものです。一方で、「日本標準産業分類」は、各「産業分野」に着目して、事業所において行われている財及びサービスの生産又は提供に係る全ての経済活動を業態ごとに分類したものです。

「職種・作業」における分類は「日本標準産業分類」における分類に対応するわけではありません。

Q5 【「移行対象職種・作業ではない」を選択された方】の項目で、現在、技能実習生が行っている業務内容について、どれくらい詳しく記載すればよいですか？【アンケートQ6】

A

政府において、育成就労制度の受入れ対象分野の設定に必要な検討をするに当たり、現在、技能実習制度において、移行対象職種・作業ではない業務について、どの産業分野に属する又は属し得る業務なのかを把握する必要があることから、具体的に、どのような種類の製品、食品、材料、施設、サービス等を扱って、どのような業務をするのかが分かるように記載してください。

(良い記載例)：自動車の車体の製造・組立、化粧品の製造、ゴルフ場の整備など

Q6 誤った内容の回答を送信してしまった場合、どうすればよいですか？【アンケート送信後】

A

誤った内容の回答を送信してしまった場合には、もう1度正しい内容を記載して送信してください。その際、アンケート終盤の「その他、本アンケートの回答内容について、補足説明が必要なことなどがあれば、自由に記載してください。」の項目において、「●月●日に既に回答を送信しているものの、誤記があったため、再度回答します。」などと記載してください。

Q7 本アンケートを実施した後、どのようなスケジュールで育成労法の施行に向けた準備を進めますか？【育成労法の施行に向けた準備のスケジュール（予定）】

A

回答内容を確認した上で、該当する産業を所管する省庁に新規追加を含む特定産業分野及び育成労産業分野の範囲の検討材料として情報提供します。

各業所管省庁において、分野追加等の要否を検討した上で、追加を行う場合には、令和7年中を目途として有識者の意見を聴いた上で、分野別運用方針を作成し、受入れ対象分野等を設定します（その後、改正法の施行までに受入れ対象分野を追加することもあり得ます。）。